

許 可 書

指令屋保第63号

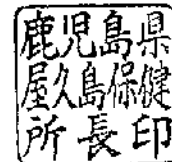
神奈川県相模原市南区相模台七丁目19番18号

株式会社MAKIエンジニアリング

令和6年7月11日付けで申請のあった旅館業営業については、旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり条件を付して許可します。

令和6年8月27日

鹿児島県屋久島保健所長 亀之園明



- | | | |
|---|----------|-----------------|
| 1 | 営業施設の所在地 | 熊毛郡屋久島町永田2879番地 |
| 2 | 名称 | ラメール エトワレ |
| 3 | 構造 | 木造平屋建て |
| 4 | 営業の種類 | 簡易宿所 |
| 5 | 条件 | なし |

(教示)

この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に知事に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律139号）の定めるところによりこの書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。